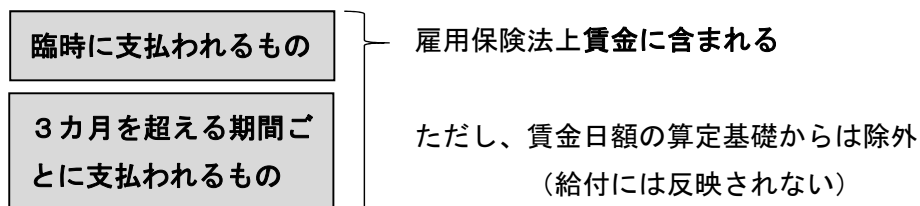


2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第1回】

Chapter 1 総則・通則

◆賃 金



◆暫定任意適用事業における5人の計算

5人の計算に当たっては、雇用保険法の適用を受けない労働者も含めて計算する。

ただし



法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、その労働者数のいかにかわらず、適用事業として取り扱う必要はない。

◆日雇労働被保険者であった者に係る被保険者期間等の特例

- ① 日雇労働被保険者が前2カ月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、一般被保険者等に切り替えられた月以後において離職した場合には、その2カ月を一般被保険者等の被保険者期間の2カ月として計算することができる。
- ② 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用され、一般被保険者等に切り替えられた後に離職した場合（①に該当する場合を除く）には、その者の日雇労働被保険者であった期間を一般被保険者等の被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなすことができる。

- ③ ①又は②に該当する日雇労働被保険者が、資格継続の認可を受けなかったため、一般被保険者等に切り替えられた最初の月に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者は日雇労働被保険者とみなされる。

例) 6月に一般被保険者に切り替えられた場合

<日雇>		切替	<一般>				
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	

18日以上 18日以上

- ・ **6月以後に離職した場合（上記①）**
4月、5月を一般被保険者の被保険者期間として計算することができる。したがって、例えば10月に離職し失業した場合、被保険者期間が6カ月以上となるため、基本手当の受給資格を取得することがある。
- ・ **6月に離職し失業した場合（上記③）**
6月に一般被保険者に切り替えられても、基本手当の受給資格を取得することができないため、日雇労働求職者給付金を支給する。

2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第2回】

Chapter 1 総則・通則

◆被保険者

生命保険の外務員

原則として被保険者とならないが、その職務内容、服務の実態、給与の算出方法等から総合的に、雇用関係が明確に認められる者は、被保険者となる。

在宅勤務者

事業所勤務労働者との同一性が確認できれば、原則として、被保険者となる。なお、事業所勤務労働者との同一性とは、原則として、所属事業所において勤務する他の労働者と同一の就業規則等の諸規定が適用されることをいう。

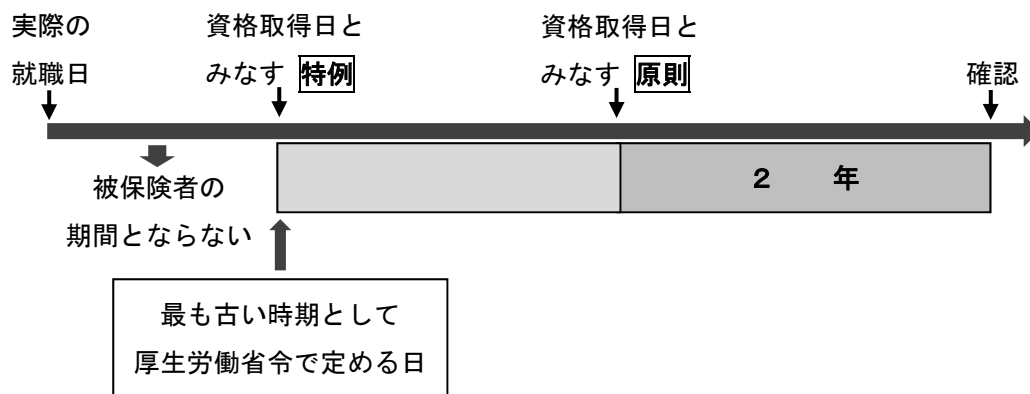
在日外国人

日本国に在住する外国人は、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、原則として、国籍（無国籍を含む）のいかんを問わず被保険者となる。

◆国等に雇用される者

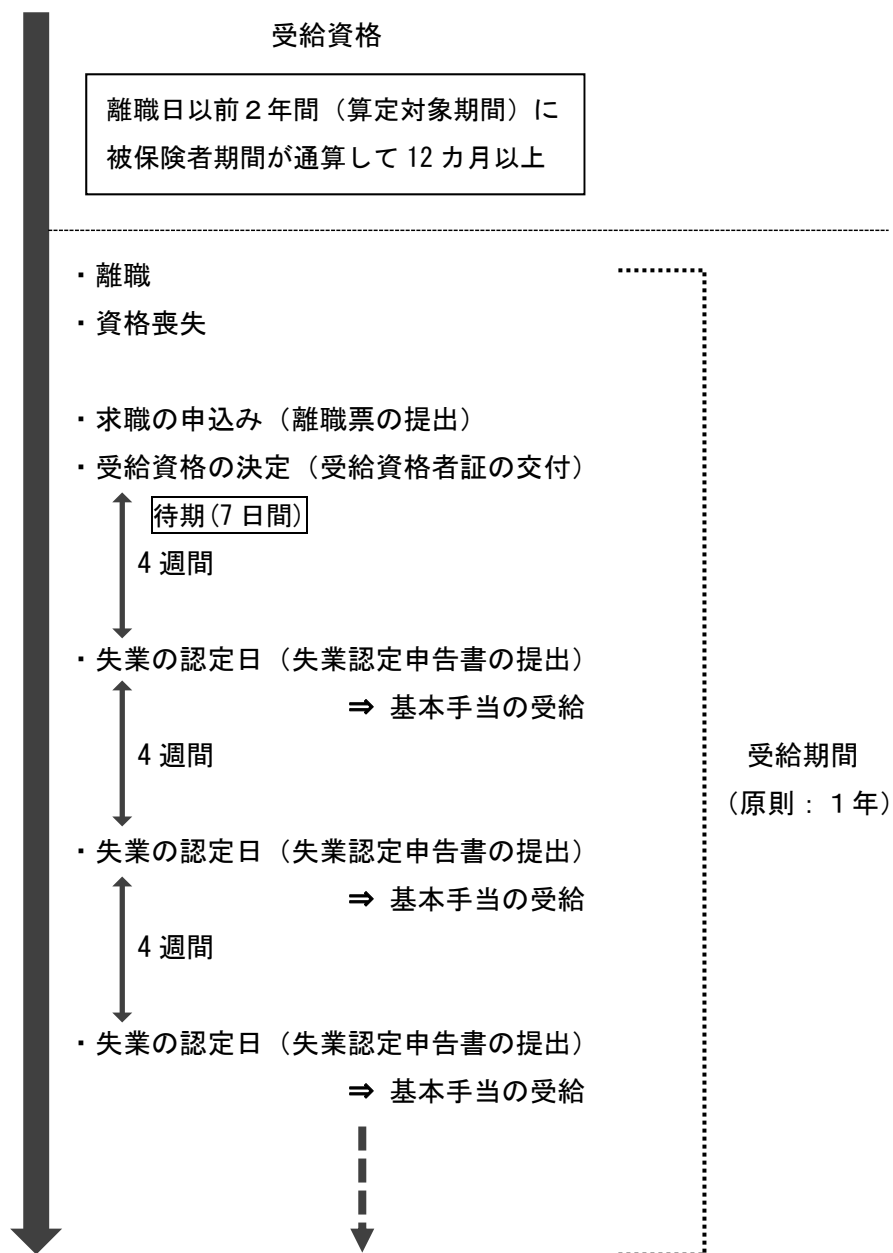
	適用除外	被保険者となる
国・行政執行法人	承認不要	一定の非常勤
都道府県等	厚生労働大臣の承認	不承認
市町村等	都道府県労働局長の承認	不承認

◆確認制度



Chapter 2 基本手当（一般被保険者の求職者給付）

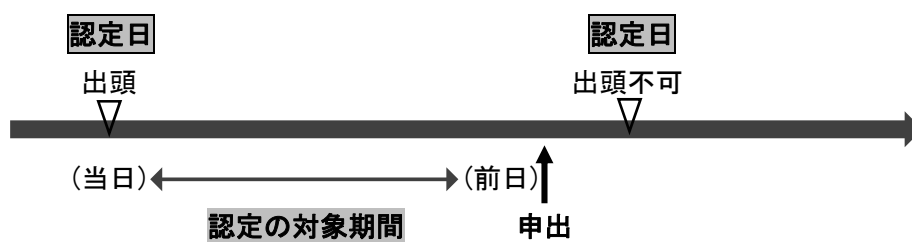
◆基本手当の支給までの流れ



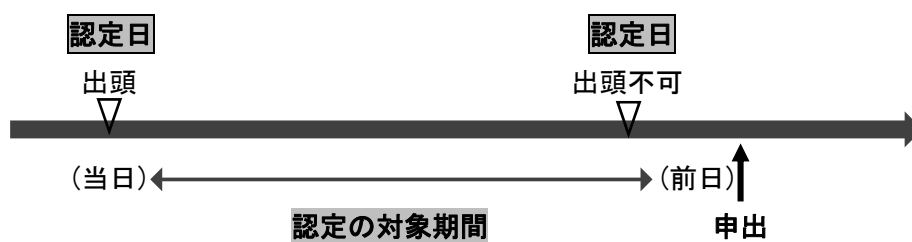
◆失業の認定日の変更

失業の認定日の変更の申出は、原則として事前になされなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、次回の所定認定日の前日までに申出をすることができる。

<事前の申出>



<事後の申出>

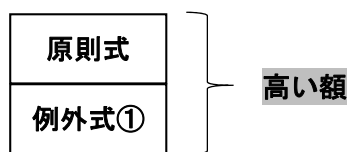


2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第4回】

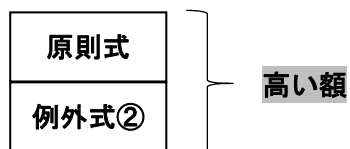
Chapter 2 基本手当（一般被保険者の求職者給付）

◆賃金日額の算定

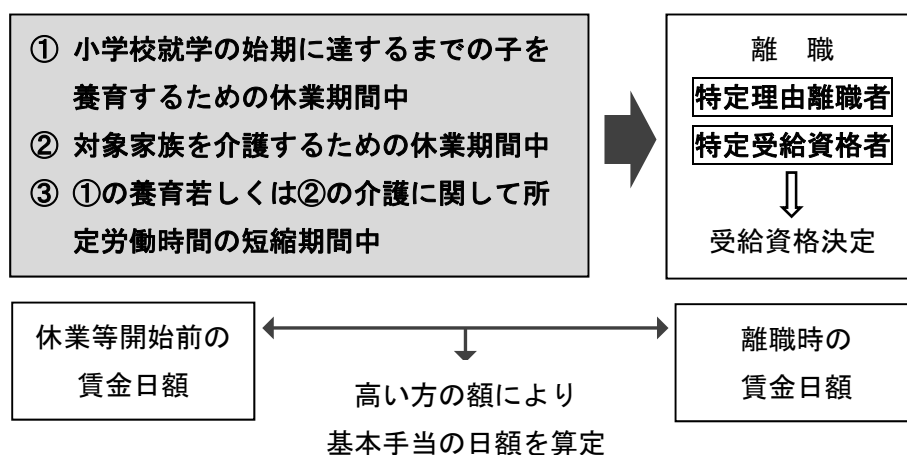
例外①：日給、時給、出来高払制 etc.



例外②：月給、週給 etc. + 日給、時給、出来高払制 etc.



◆賃金日額算定の特例



◆特定受給資格者についての所定給付日数

表中の所定給付日数を 30 で除する

	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	3	3	4	6	—
		三	四	郎	
30 歳以上 35 歳未満		3	6	7	8
		三	郎	那	覇 で
35 歳以上 45 歳未満				8	9
				吐	く
45 歳以上 60 歳未満		6	8	9	11
		牢	屋	で	苦しむ 士 は
60 歳以上 65 歳未満		5	6	7	8
		ゴ	ロ	つき	何 とも 厄介だ

2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第5回】

Chapter 2 基本手当（一般被保険者の求職者給付）

◆受給期間の延長

① 職業に就くことができない期間がある場合

	原則の受給期間	延 長
原 則	1 年	最長 4 年
所定給付日数 360 日の就職困難者	1 年 + 60 日	最長 4 年
所定給付日数 330 日の特定受給資格者	1 年 + 30 日	最長 4 年

② 離職が 60 歳以上の定年に達したことなどの理由による場合

	原則の受給期間	延 長
原 則	1 年	最長 2 年
所定給付日数 360 日の就職困難者	1 年 + 60 日	最長 2 年 + 60 日

「所定給付日数 330 日の特定受給資格者」は、②の規定の対象とならない。

◆個別延長給付の対象者・要件

<対象者>

次のいずれかの者

特定理由離職者

（正当な理由による離職者を除く）

特定受給資格者

* 「就職困難者」は対象外

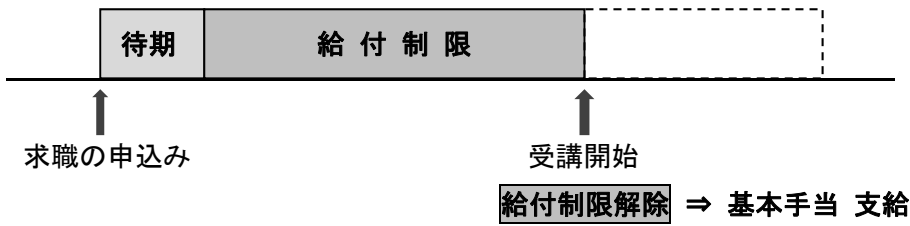
<要件>

次のいずれかに該当する者

- ・ 就職が困難であり、離職日において 45 歳未満の者
- ・ 就職が困難であり、雇用機会不足地域に居住する者
- ・ 再就職支援を計画的に行う必要がある者

◆離職理由による給付制限の解除

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、基本手当を支給する。



◆延長給付を受けている場合の給付制限

	給 付 制 限 事 由	給付制限の内容
訓練延長給付 (終了後)	・ 公共職業安定所の紹介する職業に就くこと	拒んだ日以後基本 手当を支給しない
広域延長給付	・ 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること	
全国延長給付	・ 公共職業安定所が行う職業指導を受けること	
個別延長給付		

2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第6回】

Chapter 3 その他の求職者給付

◆傷病手当の支給要件

求職の申込み後 負傷又は疾病のため 職業に就くことがで きない期間	継続 15 日未満	証明書による失業の認定を受け て基本手当を支給
	継続 15 日以上 30 日未満	傷病手当を支給
	継続 30 日以上	傷病手当を支給又は受給期間を 延長して基本手当を支給

◆受講手当、通所手当、寄宿手当及び傷病手当

	受講手当	通所手当	寄宿手当	傷病手当
公共職業訓練等を受講しない日	×	×	×	—
待期期間中の日	×	×	×	×
給付制限期間中の日	×	×	×	×
基本手当の支給の対象となる日	○	○	○	×
傷病手当の支給の対象となる日	×	×	×	○
傷病手当金、休業補償、休業(補償) 給付等を受けることができる日	—	—	—	×

2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第7回】

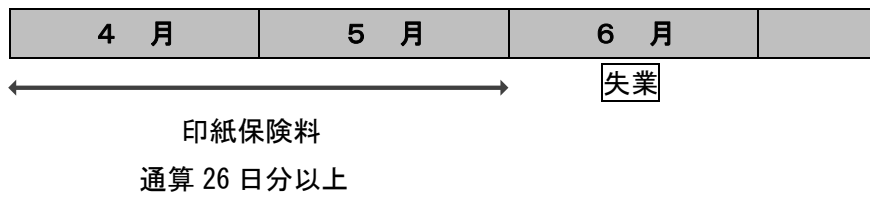
Chapter 3 その他の求職者給付

◆基本手当、高年齢求職者給付金及び特例一時金の比較

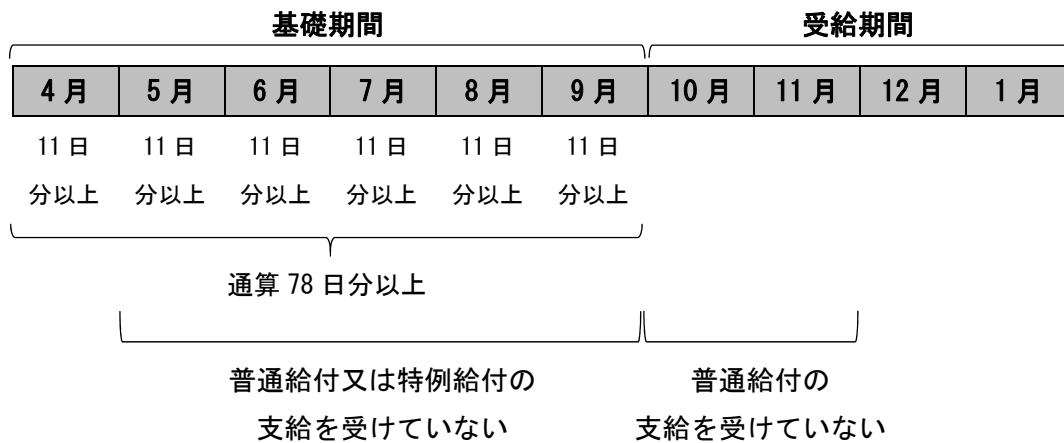
	基本手当	高年齢求職者給付	特例一時金
受給対象者	受給資格者	高年齢受給資格者	特例受給資格者
算定対象期間	2 年（1 年） 〈延長あり〉	1 年 〈延長あり〉	
被保険者期間	12 カ月以上 （6 カ月以上）	6 カ月以上	
被保険者期間の 計算方法	喪失応当日方式		暦月方式
失業の認定	4 週間に 1 回 直前の 28 日	1 回	
支給額	基本手当の日額 90～360 日分	基本手当の日額 30 日分・50 日分	基本手当の日額 30 日分（40 日分）
受給期間 受給期限	1 年 1 年＋30 日 1 年＋60 日 〈延長あり〉	1 年 〈延長なし〉	6 カ月 〈延長なし〉
延長給付	あ り	な し	
待期・給付制限	あ り		
自己の労働によ る収入がある場 合の減額	あ り	な し	

基本手当の制度をベースとして、高年齢求職者給付金及び特例一時金については、相違点をポイントとして押える。

◆日雇労働求職者給付金の普通給付の受給要件



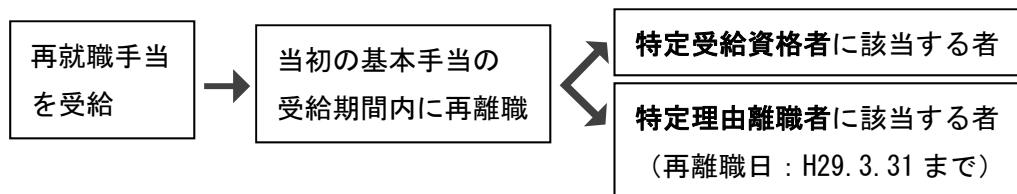
◆日雇労働求職者給付金の特例給付の受給要件



2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第8回】

Chapter 4 就職促進給付

◆特定就業促進手当受給者



◆就業手当、再就職手当及び常用就職支度手当

	就業手当	再就職手当	常用就職支度手当
受給対象者	受給資格者		受給資格者等(※1)
支給率	3/10	6/10 又は 7/10	4/10
支給残日数	1/3 以上 + 45 日以上	1/3 以上	—
3 年以内に再・ 常を受給	—	不支給	
就職	常用雇用以外	1 年超	1 年以上
事業開始	自立不要	自立必要	—
離職前の事業主 に再雇用	不支給		
求職の申込前に 雇用約束	不支給		—
待期期間中	不支給		
給付制限期間中	支給(※2)		不支給
職安等の紹介	不要(※2)		必要
支給申請手続	失業の認定日	1 カ月以内	

(※1) 受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者及び日雇受給資格者

(※2) 離職理由による給付制限を受けた場合、待期期間の満了後 1 カ月の期間内については公共職業安定所等による紹介が必要

2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第9回】

Chapter 5 教育訓練給付

◆専門実践教育訓練の支給単位期間

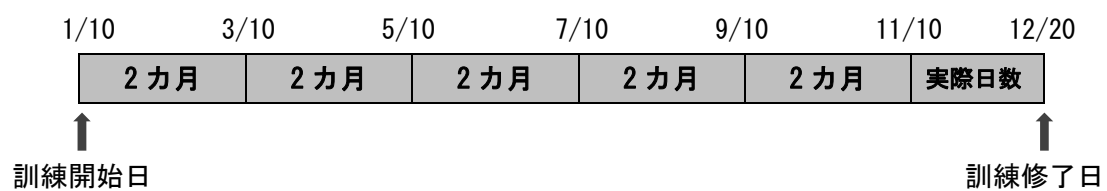


◆専門実践教育訓練に係る支給申請手続

教育訓練給付対象者	添付書類	申請期限	支給額の率
支給要件期間が 10 年以上で、専門実践教育訓練を受け、修了した者 (受けている者を含む)	- 受講証明書 (専門実践教育訓練修了証明書) - 費用額証明書 - 受給資格者証 等	支給単位期間の末日の翌日から 1 カ月を超えない範囲内	100 分の 40
上記に該当する者で、資格の取得等をし、かつ、修了日の翌日から 1 年以内に一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者又は(雇用されている者)	- 費用額証明書 - 資格取得等証明書 等	雇用日の翌日から 1 カ月以内 (資格取得等日の翌日から 1 カ月以内)	100 分の 20 差額追加

- ・申請書「教育訓練給付金支給申請書」及び申請書の提出先「管轄公共職業安定所長」については共通である。

◆教育訓練支援給付金の支給単位期間



2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第 10 回】

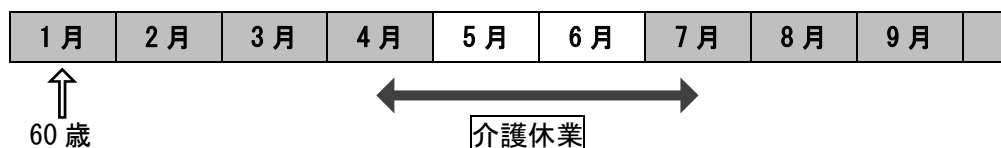
Chapter 6 雇用継続給付

◆高年齢雇用継続給付

基本手当の受給なし
60 歳以後継続して被保険者 → 高年齢雇用継続基本給付金

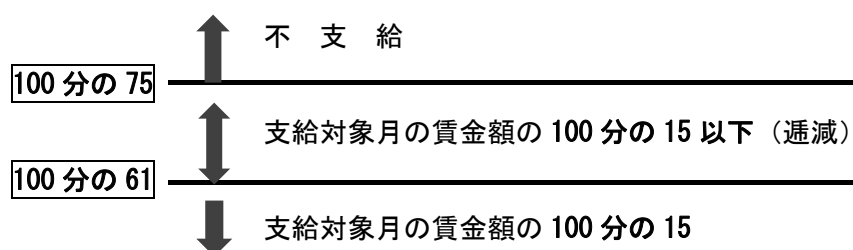
基本手当の受給あり
60 歳以後再就職して被保険者 → 高年齢再就職給付金

◆高年齢雇用継続基本給付金の支給対象月

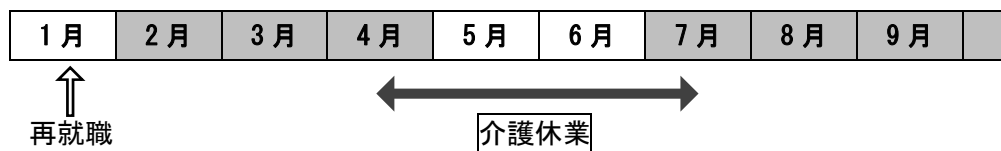


5 月及び 6 月は、初日から末日まで引き続き介護休業給付金の支給を受けることができる介護休業をした月であるため、支給対象月とはならない。

◆高年齢雇用継続基本給付金の額



◆高年齢再就職給付金の再就職後の支給対象月



1月は、初日から末日まで引き続き被保険者である月ではないため、支給対象月とはならない。

5月及び6月は、初日から末日まで引き続き介護休業給付金の支給を受けることができる介護休業をした月であるため、支給対象月とはならない。

2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第 11 回】

Chapter 6 雇用継続給付

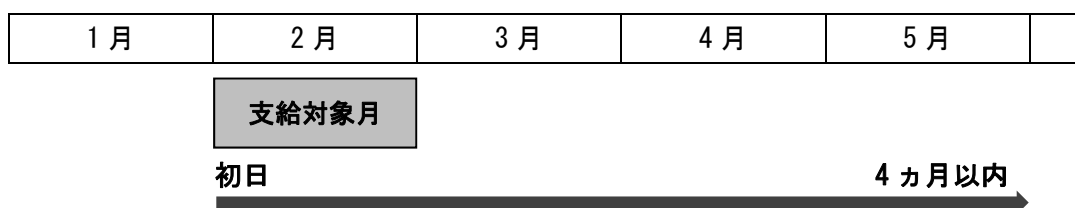
◆ 1 歳 2 カ月に満たない子を養育するための休業

< パパ・ママ育休プラス > 例)

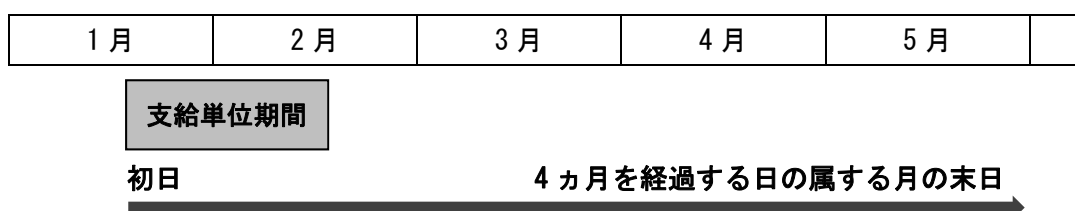


◆ 雇用継続給付の支給申請期限

< 高年齢雇用継続給付 >

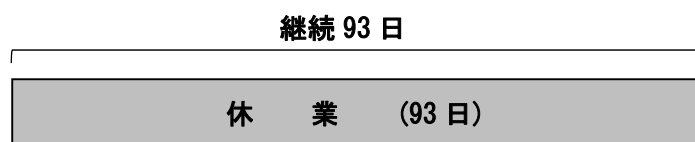


< 育児休業給付金 >



◆介護休業給付金の対象となる介護休業

例 1)



例 2)



2017 年 社会保険労務士講座 基礎講座 【雇用保険法 第12回】

Chapter 7 雇用保険二事業

◆雇用保険二事業

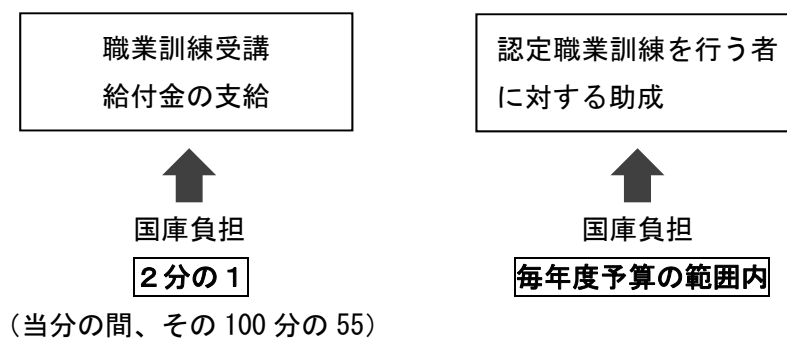
	目 的	主な事業の内容
雇 用 安 定 事 業	失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等	①事業活動の縮小を余儀なくされた場合の助成、援助 <u>雇用調整助成金</u> ②労働者の再就職促進等のための助成、援助 <u>労働移動支援助成金</u> ③高年齢者等の雇用確保等のための助成、援助 <u>高年齢者雇用安定助成金</u> ④同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る雇用安定の事業 ⑤雇用機会の増大等に関する助成、援助 <u>地域雇用開発助成金</u> ⑥その他の雇用安定の事業 <u>特定求職者雇用開発助成金</u>
能 力 開 発 事 業	職業生活の全期間における能力の開発及び向上の促進	①事業主等が行う職業訓練振興のための助成、援助、都道府県に対する経費補助 <u>キャリア形成促進助成金</u> ②公共職業能力開発施設等の設置、運営、都道府県に対する経費補助 ③職業講習、作業環境適応訓練の実施 ④有給教育訓練休暇を与える事業主に対する助成、援助 ⑤職業訓練等を受ける労働者に対する交付金の支給、職業訓練等を受けさせる事業主に対する助成 ⑥技能検定の実施に関する経費負担、助成、都道府県に対する経費補助 ⑦同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る能力の開発向上の事業 ⑧その他の能力の開発向上の事業

◆特定求職者

- ・ 求職の申込みをしている者（被保険者及び受給資格者を除く）
- ・ 労働の意思及び能力を有している者
- ・ 職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めた者

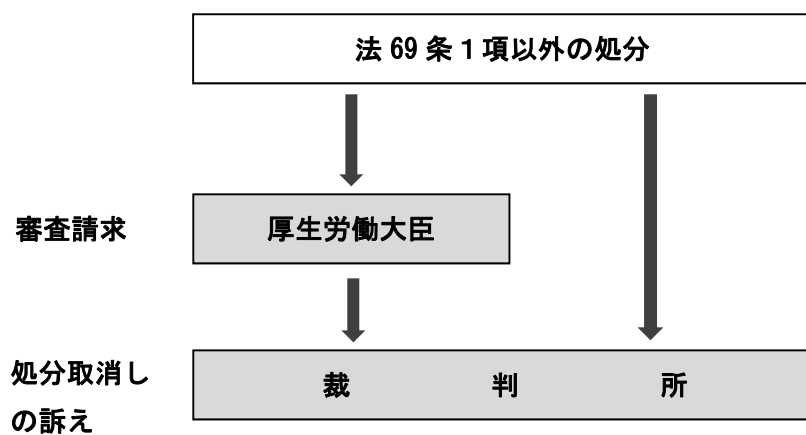
Chapter 8 費用の負担

◆就職支援法事業に係る国庫負担



Chapter 9 不服申立て及び訴訟等

◆法 69 条 1 項以外の処分に係る不服申立て



厚生労働大臣に審査請求をするか、又は、処分取消しの訴えを裁判所に提起することもできる。